

総社市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 1 1 日

総社市教育委員会教育長 久 山 延 司

総社市教育委員会規則第 3 号

総社市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

総社市教育委員会事務局処務規則（平成 1 7 年総社市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には，当該移動号を当該移動後号とし，移動後号に対応する移動号が存在しない場合には，当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前
（分掌事務） 第 6 条 各課係の分掌事務は，次のとおりとする。 教育総務課及び学校教育課 略 こども夢づくり課 （ 1 ）～（10）略 <u>（11）乳児等通園支援事業に関すること。</u> <u>（12）略</u> <u>（13）略</u> <u>（14）略</u>	（分掌事務） 第 6 条 各課係の分掌事務は，次のとおりとする。 教育総務課及び学校教育課 略 こども夢づくり課 （ 1 ）～（10）略 <u>（11）略</u> <u>（12）略</u> <u>（13）略</u>

附 則

この規則は，公布の日から施行する。